

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		土地区画整理事業における証明書の発行
根拠例規及び条項		多治見市が施行する土地区画整理事業における証明書の交付に関する規則（平成 15 年規則第 67 号）
所 管 部 課 名		都市計画部 区画整理課
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市手数料条例（昭和 28 年条例第 27 号）別表 53 の項 ②多治見市手数料条例等の運用に関する要綱（昭和 59 年訓令甲第 5 号）
	基 準	・規則第 2 条に規定する証明書の交付申請書に所定の事項が記載されていること。（郵送での申請の場合も同様とする。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～2 日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～2 日
	設定等年月日	平成 16 年 4 月 1 日設定
備 考		